

經濟論叢

第七十卷

第四號

農地改革特集

- 農地改革の基本的性格……………山岡亮一 (1)
- 農地改革による農家の變貌……………山崎武雄 (31)
- 近代地主の經營……………關順也 (39)
- 各府縣農地改革史文獻解題……………編 山岡亮一 (58)
-

(昭和二十七年十月)

京都大學經濟學會

農地改革の基本的性格

——「農地改革顛末概要」批判を中心として——

山岡亮一

は し が き

この論文は農業經濟學の研究を志すわれわれの共同勞作である。農地改革に關して中央に於て「農地改革顛末概要」が出版され、各府縣に於て夫々の特色をいかした「農地改革史」が編纂されたけれども、一般の讀者の眼にふれることは殆んどあり得ぬので、研究會に於てそれらを順次取上げ問題として見た。その際自由な討論が一應このような形でまとめられたのである。山岡は全體について目を通し各章の立論に矛盾なきことを期し、文章についても統一をはかつたが、各章の執筆者については各擔當の章に關しその題目と氏名とを記して各責任の分擔を明かならしめた。一、序、山岡亮一、二、地主制の展開、關順也、三、「地主的土地所有制」及びその變貌と農業生産力への影響、南清彦、四、農地改革後の農民層の分解、東井正美、五、農地改革をめぐる地主と農民の對抗、柏尾昌哉、永尾誠之輔、六、殘された問題、山崎武雄。

一 序

農地改革の意義を如何に評價するかは人によつて随分異なるようである。明かに大に過ぎた評價もあれば、その反對に過小の評價も見られる。戦後日本の政治と經濟の問題の最も重要な研究課題であるこの農地改革の評價に若干の客觀性と科學性とをあたえることが本稿の目的である。われわれは改革の全過程とその成果との全體的

な總括的把握を意圖した農地改革記録委員會の編纂にかかるA4版二段組、一四〇〇頁に近い浩瀚な報告書「農地改革顛末概要」を手がかりをして、一應同書をつらぬく立場に立ちつつ農地改革の意義と役割を検討することによつて、その基本的性格を明かならしめたい。

註 われわれの基本的立場は經濟論議第六十一卷第二號、共同研究、大内力氏「過小農制度と日本資本主義」の批判、の中に展開されている。

いう迄もなく日本農村における封建性の問題を如何に見るかによつて農地改革の性格の決定には重要な差異が生れる。たとえば勞農派的な立場に於てはそれは大正末年以來の農地立法の歴史が示す政友會の自作農創設と民政黨の小作立法との對立の總集成されたものと見られる筈であり、又そのように見られている。これに對する講座派的な立場にあつては、その見解が美事に開花している山田盛太郎教授によつて代表されている。即ち「半封建的土地所有制」半耕農的零細農耕を基盤とする軍事的半封建的日本資本主義は歴史的な敗戦を契機としてその歴史的生涯を了した。」「茲に新しい劃期、ポツダム宣言にせん明せられた日本民主化の主要内容、封建的なものの拂拭と農民解放、いわゆる民主主義革命の變革が展開される。」「(顛末概要一五頁)かくて日本農村の封建性は世界各國の輿論の支持によりその存在が實證せられた結果となり、從つて農地改革の記録が講座派の主導の下にその歴史的使命としてなされたことも決して偶然とはいえない。」「……それは明治維新の變革がなお「半封建的」に歸せざるをえなかつた歴史的事情にもとづくところであつて、そこに農地改革の地位があたえられ、日本歴史における土地所有制度變革の劃期たる意義が横たわつている。」「(概要一六頁)とのべられる論調には眞理の勝利といったほりが見えつてゐる。

勝利につづくものは併し敬虔なる自己反省でなければならぬ。農地改革後の日本農村の現實の姿に眼を向ける人々は一九四五年一月九日の「農地改革」についての覺書中に數えあげられた五つの基本的な禍根がはたして徹底的に根絶せしめられたと見うるであらうか。農地改革が全般的な農業改革にまでのびなかつた原因はどこに求めらるべきか、換言すれば農地改革の基本的性格の中に「病根」の「打破」を不可能ならしめる必然性が包蔵されていたか否かが反省に際して問題となる。

先づ概要に従つて農地改革の性格を要約すれば、(概要一五一頁参照)農地改革は形應的には戦前よりの自作農創設方策を踏襲してはいてもその性格において重要な差異が見出される。即ち約言すれば、農業危機の展開過程を通じて間斷なく迫る自作中堅層の分解傾向を阻止せんとした従前の自作農創設方策は窮極において、以上の過程で凋落分解方向を辿つた地主制を補強しその意味で又、日本農業における基本型を維持しようとする本質を有していたのに對し、かかる方策の推進自體に見出される日本農業の構造的矛盾を止揚する方向を、小作地の廣汎な強制譲渡によつて促さうとするところに農地改革における自作農創設の意義が横わつてゐる。

併しながら「外からの力」に基く「上からの改革」であつたところに強制譲渡の對象に限界がおかれ、(在村地主による小作地保有、全國平均一町歩)茲に改革法は殘存せる小作關係については小作料金納化を中心とする小作權の強化を上述せる自作農の強制制定と並行してとが上げたのである。

而してかような小作料金納化の意義の把握は言うまでもなく戦時段階における小作料の實質的金納化、低減化の基盤の上になさるべきであり、又戦後インフレ段階における小作料の實質的漸減の過程の上に立つてなさるべきである。このように、小作料の金納化は現象的には小作關係の重壓の輕減化を導きはしても、基本的性格としては現存の生産關係を是認してそこにおける不合理を調整するに止まる故に、金納化自體による日本農業の構造的變化は求めがたいと言わねばならない。ここに大きな限界が横わつて居り、農地の公定價格制の廢止と共に公

然化した農地移動の際の一反歩十萬圓にのぼる農地の賣買價格、或は到るところに見られる一反一石〓約八千圓金納の閑小作料の存在は何よりも雄辯にこのことを物語っている。

自作農創設、小作料金納化の方策を通じてその解體が企圖せられた「地主的土地所有」の歴史的な生成、展開の過程については(二)において論述しよう。ここではわれわれは古島敏雄氏が「地主制度展開の地域的特質」(經濟評論、昭和二十六年五月號)に於て述べられる如き地域性に「層注目せねばならぬことを指摘するに止めるが、

「地主的土地所有」にまことわりついた封建性の基礎を「五十町歩以上の地主」に置くことが地域的に必ずしも安當でなく、巨大地主を頂點としその下に村落結合の中心として磐居する在村小耕作地主の中に「日本地主制の頑強な基礎」を認めることも忘れてはならない。(註)

註 古島敏雄氏「寄生地主制の生成と展開」昭和二十七年、二四二―三頁等參照。

以上のべたように農地改革は妥協的性格をおび従つて徹底性を缺いていた。もし改革が徹底して行われたとするならば、當然農民層の正常な分解は進行し、農民のブルジョア化が傾向として見られる筈である。しかるに現實に農民のブルジョア化が見られないのはこのような改革の不徹底の上に農産物價格の生産費を償わざる封建的な價格體系を供出制度によつて維持して來たことによる。更に税金の重壓、獨占資本による全面的收取、獨占價格による缺狀價格差、高利貸による收奪、失業者歸村による生活費の負擔増大等々の惡條件が之に加わつて、超過餘剰の成立する餘地の存在せぬは勿論、勞銀部分も十分には農民の手に残らぬ結果となる。

このような外からの惡條件と共に農村内部に於てもブルジョア化の道を阻んでいるものが残存する。在村地主の手中に残つた一町歩以下の小作地を基盤とした封建性の最後の堡壘がこれであり、零細なる經營面積の上にす

がりついた零細農民にとつては三反歩に足らぬ小作地も死活の鍵をはざる程の重要を持ち、この意味で僅少な小作地がどのような方向に活用せられるかは注目されねばならぬ。尙このような農村における封建性の基盤をゆるぎなきものとするのは（山村に於ては山林の未解放は極めて重要である）、農村の共同體的構造であり、それを支えるものは封建的な家族構造である。^註このような共同體的構造を生産面に於ていかしているのが山林原野の入會權、結慣行、更に重要な用水配分慣行等であり、これらによつて農村は尙その停滞性を保ちつづけるであらう。

註

この點については松田智雄氏「村協同體の再生産構造」經濟評論、昭和二十六年一月、特に八四、八九頁。
柴田三千雄氏「封建社會の構造と村落共同體」思想、昭和二十六年、十二月、特に六二、六六頁參照。

二 地主制の展開

農地改革の主眼が封建的な日本地主制の排除にあつたことは言うまでもないであらう。日本の地主制は長い歴史と傳統をもつ「封建的壓制」の根幹であり、地租改正を劃期とした半封建的な寄生地主的土地所有に基いてゐる。従つて寄生地主的土地所有を如何に理解するかは農地改革の意義を考える鍵である。頗る概要にしたがつて簡單な紹介を試みこれに若干の批判を附加しよう。

(一)

徳川期の土地所有は領主對本百姓を基本的關係とした「純粹封建的土地所有」であるが、商品・貨幣經濟の滲透と共に新たな地主的土地所有が進行した。それは「封建的な高利貸資本的・農奴主的寄生地主的土地所有」であると規定されている。そして、その型を「封建的な高利貸型」と「封建的な開墾型」に區分し、前者の典型

を仙臺藩にとり、「零細農奴」(本百姓)に對する強烈な收奪が本百姓を窮乏させ、「地方的な豪富・富農商(村役人)」が商業・高利貸的寄生地主となる基礎をなし、本百姓は「農奴的小作人」となつた。これに比して後者は、新潟の新發田藩にみられ、領主の地代増徴手段としての「水の支配」の過程に高利貸資本が吸着し、「農奴主的・寄生地主的土地所有」を形成し、賦役的勞力を提供する本百姓の「半隸奴的・農奴的小作人化」をみたといふ。^(註)しかし、近世初期には既に本百姓中心になつていた畿内地方と、本百姓の下に賦役の提供者を多くしたがえた後進地域とは、同じく高利貸資本の寄生といつても、その生成及び吸着の形態に大きい段階的相違があるのではないだろうか。更に、近世初期以來小領主分割及び頻繁な領地替によつて領主權力の弱體化していた京阪地域では、商品・貨幣經濟の滲透と共に農民の手による農産物の商品化もみられ、それによる農村分解も進んでいた。

そうした地域では既に近世後期には地主手作は減少し、殘存する手作經營も個別的な身分的隸從關係は稀薄になり、また自家勞働の補充に過ぎない場合が多い。^(註)従つて、後進地域にみるような賦役的勞働に依存する廣大な地主手作ではない。新田開墾にしても必ずしも「零細農奴の半隸奴的・農奴的小作人化」を進めるとは限らない。資本提供者としての富農商と勞力提供者としての貧農の提携の上に行われ、「より、獨立的な」小作人となる場合が多い。地主が多くの小作人をもつのみならず、小作人も多くの地主をもち、必ずしも個別的な身分的隸屬關係は強くない。むしろ封建社會における地主全體としての權力によつて高率な「地主德米」が維持されてきたとみうるのである。領主權力が強大で農民の窮乏殊に甚しい後進地域では、高利貸資本は、それが實地吸収であれ、新田開墾であれ、領主權力との直接的結合を背景とし、個別的な身分的隸從關係を通じて強大な地主となる。五十町歩以上の大地主の徳川期の家格をみると東北は商業高利貸兼村役人、近畿は商人、九州は士族郷土が多い。^(註)

は上述の地域的特質を示すものといえよう。明治期の地主制を理解するには、こうした寄生地主生成の地域的特質を把握することがより重要なのではないだろうか。

(二)

徳川期に進行してきた高利貸的寄生地主的土地所有は明治絶對主義政權の下に制度化され、その收奪を公認されるに至つた。従つて、基本的には、これを公的に支持して收奪を可能にし、またこれに依存する國家權力の性格によるものであり、具體的には各地域に残存する封建的な隷從關係によるものである。後進地域の名子制度や賦役的勞働による地主手作から先進地域の高利貸資本的寄生地主に至るまで、段階的相違をもちながら、「地主全體の特權として復活」せしめられた經濟外強制は高率の現物小作料となつて現われた。舊貢租を繼承した高率の金納地租は、急激に零細農耕を分解し、農民を賃勞働へと驅りたてるものであつた。しかし、農民が純粹の賃銀勞働者として吸收される途は乏しく、むしろ日本資本主義育成のための低賃銀勞働の源泉として農村に堆積せしめられてきた。かかる間に、地主は農村の政治的・經濟的・また文化的指導者として村を支配すると共に自由民權運動、さらには國會や地方議會に進出をみた。そして小作料引上、地租輕減は「地主得分」の増加となり、在村の中小地主まで寄生地主となる者多く、都市の商業資本にも小作料收取を目的とした土地所有が進められた。かくて、明治二十一—三十年代を以て日本地主制は確立されたとされている。

しかし、ここにも地主制展開の地域的特質がみられる。大地主とはいつても、後進地域における大地主と先進地域の大地主殊に商人地主とは同列に論じられない。後進地域の大地主の中には、「土地所有に基づく權力」を、その地域に残存する封建的な慣習や零細農耕の窮迫に乗じて自ら強烈に驅使しうる場合が多い。先進地域でこれ

に比しうるものは在村の中小地主である。都市在住の商人地主等はそうした中小地主が成立せしめる小作關係に依存していることが多い。中小地主は自らも手作し、小作地についても、植付、灌漑、刈取等細かく干渉し、小作地引上を要求することも多い。従つて、小作料も在村中小地主の方がより高率であること多く、村落生活にみられる「義理人情」も家父長的な家庭生活も一切がそれに役立たしめられている。そして成立した高率の現物小作料は保護從屬關係の根幹として、零細農民を繋ぎとめてきたのである。

明治二十—三十年代に確立された地主制は、大正七年の「米騒動」を剋期として凋落の道をたどつてきた。小作爭議の頻發、農業恐慌による零細農耕の急激な分解、そして戰時經濟の過程のうちに地主制の機能は分解し、變化せしめられていつた。^(註)

要するに、日本の地主制は日本資本主義機構の下に分解しゆく零細農耕の上に吸着した高利貸的寄生地主的土地所有を基盤としたものであり、その生成、展開は農村分解の段階に應じた地域的特質をもつものである。農地改革の意義も、その上において考えられるべきものであることを強調したい。

註 1 顛末概要第一章第一節第五款、地主制、二九—三〇頁。

2 顛末概要第一章第一節第一款、一一頁。

3 古島氏「寄生地主制の生成と展開」
本號所載「近世地主の經營」參照。

4 顛末概要、第三章第三節、八〇八頁。

堀江英一氏「封建社會における資本の存在形態」參照。

5 全般的論究には山田氏、平野氏等多くのすぐれた研究がある。ここには具體的な一村の例をあげる。

表 1. 反當、地主小作取分變遷

		租 諸		稅 掛		地 主		小 作		收 穫 實 高
		石	%	石	%	石	%	石	%	
(1)	享和元年	1.04	50	0.49	23	0.57	27	2.10		
(2)	明治3—8	0.96	46	0.69	32	0.45	22	2.10		
	同 9	0.85	38	0.99	45	0.36	17	2.20		

- (1) 享和元年記録及村寄米帳。
 (2) 明治9年「免割寄帳」「民費調書」。
 (3) 明治15年「戸長進達書綴」。地主取米記録から算出。

表 2. 土地質入賣買價格表

		反 別	地 價	價 格	件 數
賣	明治 11	15.7	109900	930	21
	12	6.2	466	471	6
	13	14.9	1177	1765	8
	14	3.4	200	468	6
買 入 書 入	11	12.7	778	541	7
	12	12.6	868	682	8
	13	13.4	899	859	9
	14	27.8	1951	2205	24

(戸長報告綴による)

次表は丹波國桑田郡勝林島村戸長記録からとつたものである。
 地租改正は明治九年から實施されたものであり、その結果は十年からあらはれる。そこには地主得分増加—寄生地主化と共に田地賣買質入が多く賃労働的な兼業（小賣行商黒銀等）が激増している。龜岡町の商人地主は地租改正時には一名もなかつたが明治二十年代には龜岡町商人地主八名によつて村耕地の三分之一が占められている。これらの商人地主は勝林島村のみならず近村の土地を吸収して大地主となつてゐる。

表 3. 牛馬所有と土模
地所有規

反別	明治5年		明治15年	
	戸數	頭數	戸數	頭數
4町以上	1	0	2	0
2町～	3	3	6	4
1町～	11	11	7	4
7反～	4	4	6	2
5反～	2	2	0	0
3反～	6	5	3	3
1反～	9	5	11	10
1反以下	13	3	14	5
0	20	5	34	13
計	69	38	88	41

6 古島氏「地主制度展開の地域的特質」經濟評論、昭
二六、五月號。
7 顯末概要第一章第一節第三款、地主制、三七頁。

三 地主的土地所有制及びその變貌と農業生産力への影響

(一) 生産力發展の阻止的要因としての半封建的生產關係Ⅱ現物小作料とその變貌

封建的生產關係の本質は、いうまでもなく經濟外的強制によつて、直接生産者から全剩餘勞働部分を、いな勞働力再生産部分までも、地代の形態で收奪すること（いわゆる「死なさず生かさず」的收奪）であつた。そして、その明治・大正版こそ、日本農業の危機として象徴されているが如き關係で、農家經濟はこのような地主小作人關係によつて單に近代の資本主義的擴大再生産の途を阻まれたというにとどまらず、農奴的狀態の生産再生産をよぎなくされた。

注一 「顯末概要」によれば、この點について次の如く表現している。「封建的收取の本質は、土地を占有した小農民から、經濟外強制によつて、全剩餘勞働部分を地代の形態で取上げる點であつた。わが國の農民について具體的に云えば、小作料が

剩餘價値の通例の形態として、經濟外的に取上げられるということが、戦前の半封建的農業の核心であつた」(八六三—四頁)なお、封建的地代については資本論第三部第四十七章參照。

2 例え、戦前(昭和十一年)の「農家經濟調査」をみると第一圖の如く農家支出二、二八四圓中家計費の七四一圓、經營費の二八四圓に對し諸負擔は二五九圓にのぼり總支出の二〇% $\left(\frac{259}{1,284} = 20\%\right)$ 、又、農家所得中の二三%に達している。しかも、このような諸負擔のうち小作料が一七八圓で諸負擔中の六九%に及んでいた。(第三圖參照)

ところで、このように高率であつた農家諸負擔も、昭和二〇年には農家所得の増大によつて、又二二年からは農地改革指令によつて、半封建的高率現物小作料が金納小作料としての釘づけのため、從來、日本農業の生産力發展に對し桎梏となつていた封建的地代も實質的には形骸化した。(第二一四圖參照)

しからば、このような新事態の發生は戦後の農家經濟をして好轉せしめたであらうか。この點について農家經濟調査は一應樂觀的な幻影を與えた。すなわち、第五—六圖に示す如く、農業所得と共に農家經濟餘剩(昭九—一一)の日銀卸物價指數^(毎)換算^(毎)も亦、戦時インフレに突入以來漸次上昇し、二〇年には最高を示し、二一年もなおこの事態は繼續し、農家經濟餘剩中再生産過程への投下額も若干は増大した。^(毎)しかし、あらゆる識者がのべている如く、現在の世界資本主義體制の下においては後進國日本の民主的解放^(毎)労働者・農民の民主的・經濟的地位の向上にも限界があつた(資本主義發展の跛行性、あるいは獨占資本の植民地的支配による超過利潤確保の問題)。かくて二二年の片山内閣以來、低賃銀・低米價政策と共に税金攻勢^(毎)國家獨占資本による全餘剩價値の收奪が顯在化し(いわゆる戦後農業危機の端緒)、農家收入あるいは農家經濟餘剩の再生産過程への投下も二二年を限度として、二三年も二四年も不能となり(第六、七圖參照)、折角の農地改革^(毎)農業革命への期待も牧歌的な幻影^(毎)すなわち、直接

生産者をして從來の地主・小作人という直接的支配・對抗關係から、自作農民⇨小ブルジョアの保守陣營においやるという任務——に終始しなければならなかつた。^(註3)

註1 物價指數として日銀卸物價指數(公定價格のみをとつてゐる)が果して妥協なものなりや否やは極めて疑わしいが、他に適當なものがなかつたので採用した。

2 但し、それ以上に注意しなければならぬ點は、この時期における農家經濟餘剰の大部分が現金の形で、ダンス銀行あるいは農業會の金庫の中に眠り、それが生産的に使われなかつたことは、第六圖によつても明らかであり、又農業生産費における費用構成要素にも出ており(概要八六八頁参照)、ここに戦後農村インフレの幻影が幻影に終始する原因がひそんでゐた。

3 この點については概要は「戦後における農家經濟の動向は、二十一年迄は農地改革の氣構えと所謂農村インフレによつて、各階層を通じて、戦前の半封建的貧農⇨半プロレタリアの水準を脱却して中農的な狀態をあらわすに至つたかみえた。然し、それは一時的な現象形態であつて、二十二年から三年にかけて租税負擔の激増と農村インフレの退潮とによつて、一町未満層は結局、戦前と同じく貧農⇨半プロレタリアに外ならず、一—二町層が漸く中農下層的で、二町以上層だけが中農上層の水準を保つに過ぎない有様となるに至つた。」(概要八十四—五頁)とその限界をのべてゐる。

かくて、農民は、いまや、自作農といわず小作農といわず、國家の小作人として「半封建的水準をぬけ出したもの」とは思えないような諸負擔の比重にあえぎながら、日本經濟の獨占資本主義的經濟復興に必要な低賃銀勞働力のプールとしての責任を再びおわされ、解放令の下に夢みられたが如き獨立自營農的・上向的發展は空文に終り、一部の農家では生産手段たる牛馬が再び賣りとばされ、人身賣買が始まるのみならず折角解放された土地をも質入れしたり、あるいは購入した機械農具も雨ざらしにされてゐるところさえ現出した。^(註4)

註

この點について、頗る概要は「農地改革の農家經濟への影響は、高額高率小作料の決定的低減ということを基本として、

それに基づいて展開される筈のものであるのに、折角の小作の比重低下という農地改革の結果も、租税公課負擔の激増によつて消去されてしまつたのであるから、農地改革が農家經濟に對して積極的な影響を及ぼすべきルートがそのネックを抑えられたことになつて、ついに何ら實質的な影響を直接與えることができなくなつてしまつたのである」(概要五六頁)と悲しむべき結論をのべてゐる。

(二) 土地所有關係の變貌と生産力擔當者との關連性

農地改革前においては年間粗收益五、〇〇〇—六、〇〇〇圓をあげる(二三町の經營規模)中農的自小作農層が最も強靱な生産力の擔い手であつたことは(いわゆる中農標準化傾向)、「概要」のとくところである。

まず第一の經營規模の點からのべてみると從來、わが國では、農家經營分析の指標として經營耕地、面積廣狹別をとつていた。すなわち、「投下資本の大小の差からくる影響を遮斷して經營耕地の廣狹からの差のみを抽出した」(概要九五頁)。しかし、それが科學性を伴わないことは概要の筆者(綿谷氏)の指摘するところであり、この點は「ロシアにおける資本主義の發達」や「アメリカ合衆國における資本主義と農業」の筆者によつてもすでに批判すみの點である。すなわち、商品經濟の渦中にまきこまれた場合小農的經營といへども價值増殖・利潤追求の面を無視することは絶対に不可能であり、その意味において資本の有機的構成、あるいは資本集約度の問題が階層分化をとりあげる場合に必須の分析視角となつたわけである。^(註)

註　かくて、綿谷氏の提稱する新しい指標によれば、從來の反當粗收益土地生産力と勞働一日當り粗收益(勞働生産力)との逆行的關係が平行的關係として美事に浮ぼり的に表現されるわけである。

ところが、このようなすぐれた分析視角も戦後段階の分析に際しては、その影をひそめ、再び經營面積別のメ

ルクマールによつたのは——従つてその結論も自ら批判してきたもののくり返しに終つたのは——やや合點のゆかぬところである。(概要九六九頁以下)

なお「概要」の生産力分析に對する若干の批判點としては、農業資本構成(C對V)をとりあげるに際し、あるときは經營費における物件費と人件費として(例えば $30C + 70V$ として)とりあげ(概要八六八頁・八八六頁)、あるときは資産總額をもつてCとしてゐる場合(例えば $70C + 30V$)もある(概要九五三頁)が、これは、いうまでもなく前者が正當である(というのは、年々再生産過程に價值補填されるC部分のみが不變資本であるから)。又、經營規模別反當粗收益(反當收量)を示す場合に、あるときは、經營面積の上昇と共に反當收量が減少する統計表を出し(概要九五二頁・九五五頁)又、他のところでは、經營面積の上昇と平行して反收が増大する統計を出している(概要九六五頁・九六八頁)。しかし、もし後者のような事態が現實であるならば、綿谷氏が經營規模の指標として經營面積廣狹別の指標に反對し粗收益あるいは資本構成的視角をとりあげることの意味が——分析視角そのものとしての後者の重要性は失われないが——變つてくるのではなからうか。

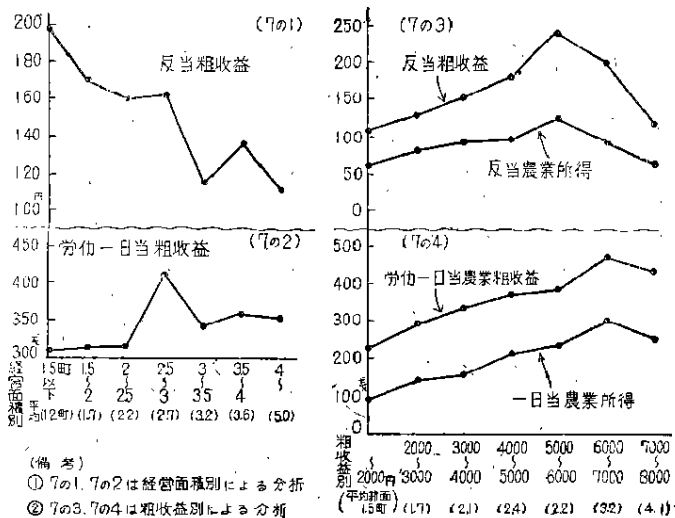
次に、營農形態と生産力擔當階層との關連性の問題であるが、戦後の傾向として綿谷氏は、「要するに、農地改革後の中農層は舊小作農出身者のある程度の經營上昇と舊自作農の經營停滯との兩傾向を打ち出している。農業生産力の形成を主體的に代表しうるものは、勿論前者に求めらるべきである」(概要九七三頁)とし、又、註として「この事實を地帯別にみれば、中農層の自作化が改革前に殆んど完了している近畿地帯の農業が戦後停滯してしまい、自作化からたちおかれていた東北農業が相對的前進性をあらわすという論理ともなるであろう」(概要九七三頁)とのべているが、實はこのように結論することには疑義がないではない。というのは、土地所有關係

第1図 農家経済の収支 (昭11)

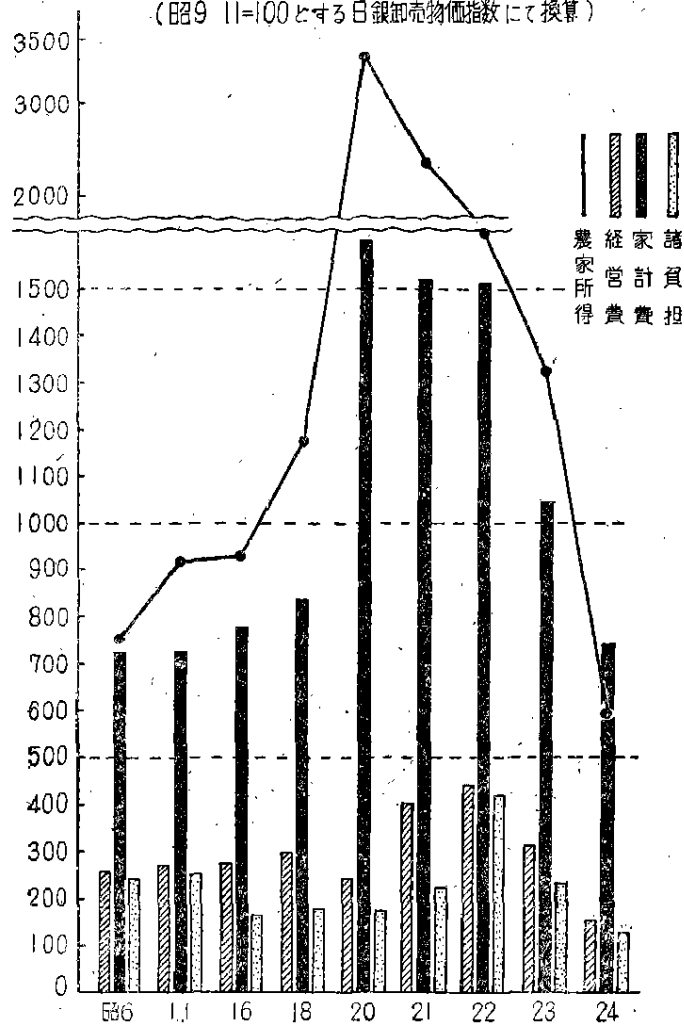
農業収入 1,245円		
経営費 284	農業所得 961	農外所得 190
農家所得 1,151		
農家支出 1,284		
経営費 284	小作料 178	家計費 741
農家支出 1,284		
農家所得 1,151		

- (註) ① 農家経済調査 273戸の平均収支
 ② 1戸当平均耕地面積は 自作地6.6反、小作地6.1反 計1.28町
 ③ 家族数 6.5人

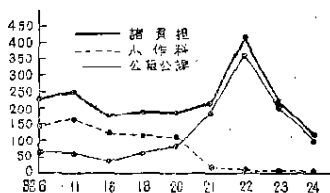
第7図 土地生産力と労働生産力との関連性
 (昭12帝農 農業経営調査より)



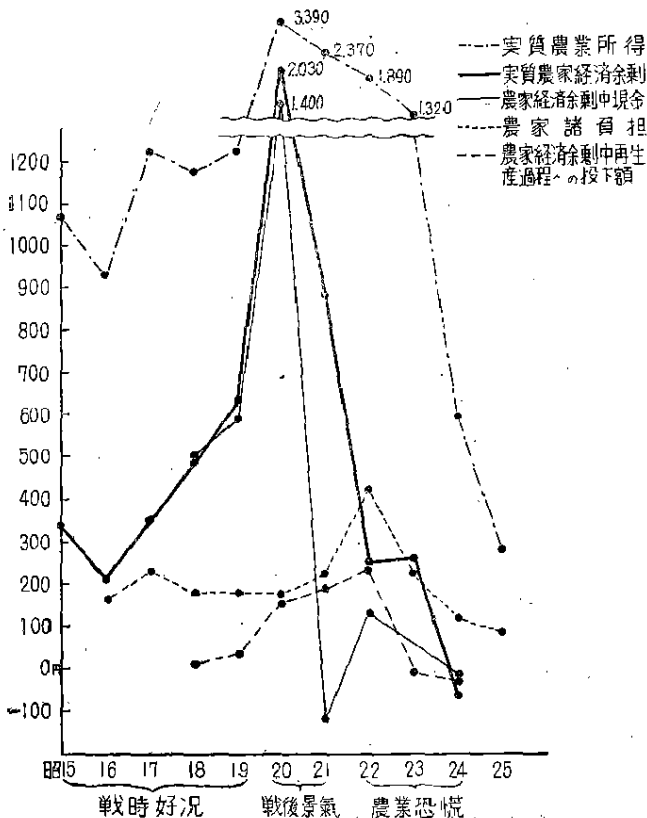
第2図 農家所得及経費の累年比較 (農家経済調査)
(昭9 11=100とする日銀卸売物価指数にて換算)



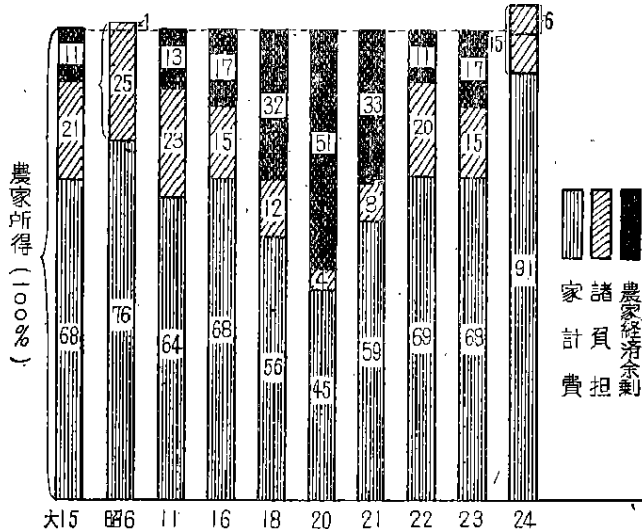
第3図 農家諸負担の累年比較 (農家経済調査より)
(昭9=100の物価指数にて換算)



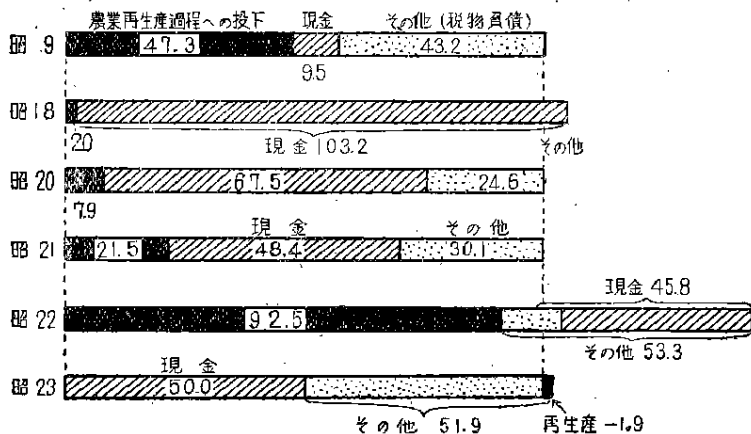
第5図 実質農家経済余剰及同配分
(昭9=11の物価水準にて換算)



第4図 農家所得の累年配分比率
(農家経済調査より算出)



第6図 農家経済余剰の配分比率 (%)



昭24 農家経済は赤字のため各要素とも廃損する

の名目的な變革——固定資産税にも及ばないような小作料の消滅——で舊小作農が長年にわたる經濟的・社會條件の不利を今直ちに一掃しうるだけの資格を與えられたであろうか。又、山林原野の解放については、殆んど手をつけず、ヤミ田の殆んどが舊自作農らによつて獨占され更に舊自作農の村政にしめる優位性を考慮に入れるとき、早計な結論（農地改革の過大評價）は出せないであろう。又、農業危機がひしひしとおとすれつつある昨今、東北單作地帯が多角的近畿型經營に比し一層深刻化していることも事實である。更に、賃銀勞働力あるいは農家副業等の兼業收入によつて農家家計の補助をよぎなくされている日本の大多數の零細農の場合、東北段階の劣位性はそうたやすくとりもどしうるものとも考えられないからである。

四 農地改革後の農民層の分解

今次の農地改革は、半封建的土地所有諸形態を、分解・變革するために、歴史的暫時的に採られたものであり、その構成は、「基本的には『數世紀に亘る封建的壓制』の基礎となつたところの日本における地主制を清掃し、本格的農業への前提として農民的土地所有を形成せしむるための農地の解放を根幹とした」（概要 七六三頁）のである。従つて半封建的土地所有諸形態が農地改革によつてどのようにに分解・變革したかが、今次の農地改革の意義の評価の上において、重要な問題となるであろう。そしてこの問題への接近が本稿の目的であつて、この接近の手がかりとして「顛末概要」第三章第三節第二款「農地改革による農村各階層の變貌」をとりあげたい。何故なれば、「分解・變革」ということは、「農地改革を基底的な一環とする戦後農業の變動において、その主體である農村各階層は如何に變貌しつゝあるか、ということに外ならない。つまり、戦後における農民層の分解を農地

改革を視點として把えることである。」（概要八二三頁）からである。従つて農地改革による「封建的土地所有諸形態の分解・變革」という分析視角から、農民層分解をとりあげることにする。農地改革による農民層分解は、「顛末概要」（八〇一頁―八五九頁）によれば次の如くである。

日本地主制の根幹たる五十町歩以上の大地主（一千町歩以上の巨大地主、北海道地主を含む）が―特に日本地主制の「象徴」である千町歩地主の所有農地が、農地改革により、一舉に解放せられたところに農地改革の決定的な意義が存する。（筆者註、この説に關しては既に序において問題とされたので、茲では立入らない）

大凡農地改革の過程における地主的土地所有の變化は、終戦以來、不在地主の貸付地が全くなり、不耕作地主の貸付地が四分の一以下に、耕作地主の貸付地が三分の一以下に減少したと、耕作地主が全體として大凡一〇％の減少率（これに對して不耕作地主は、寧ろ逆に多少増加）、總地主戸數が約五％前後の減少率となつてゐることにより、主として面積上の激減で戸數上では殆ど不變、即ち貸付規模の零細化として謂わば内容的に進行したことを意味する。然し乍ら、その變則が單に貸付面積の大幅な減少、貸付規模の一種な倭小化というだけではなく、このような量的變化と共に、小作料の收取率の低下という質的變化が、寧ろより基本的な意義をもつ。而して、今日では、地主的土地所有は第二次的收取者に轉落するに至つた。（量的に倭小化、質的に戦前の半封建的性格の喪失）このような地主的土地所有の實現は、不耕作地主の場合は農地改革によつて、耕作地主の場合は多かれ少かれ農地改革とは無關係に行われた。地主的土地所有の地域的關係については、東日本の小作型と西日本の自作型との、大正以來一貫した地域的對抗關係が、農地改革によつて、相對的に東日本の自作型と西日本の小作型という對抗關係に逆轉するに至つた。これは農地改革が在村地主の平均一町歩保有を認めたため、大不在地主の比重の高かつた東日本の解放面積の高い比率に對して、在村小地主の比重が比較的高かつた西日本の解放面積の低い比率という事情に基く。而して、中小地主自作化の傾向に關しては、不耕作地主の自作化が一般に問題でないのに反し、耕作地主は相對的意味で自己の經營規模を一般農家とを犠牲にして稍上向せしめるという地主自作化の型をつた。この地主の土地取上げによる自作化の地域的對抗關係の背後に、「實質的には地主の土地取上げによる自作化は東日本に對して西日本が二倍近くも多くなつてゐる」という質的・段階的な相違がみられるのである。」小作地取上げによる地主の自作化の、東日本よりも西日本における明らかなより廣汎な進行（多かれ

少なかれ小作地の殘存事情に對應して）は、地主の自作化が一般的に云つて、謂わば西日本的性格のものであり、せいぜい中農化傾向に過ぎない。このことは、特殊的には地主の強行的な小作地取上げによる富農化傾向の事例の存在することを否定するものではない。然しその地主の富農化の場合でも、地主富農化の系譜が主として問題ではなくて、その富農化傾向、その富農經營そのものの性格、即ち地主、商人、高利貸的機能に基く舊型の富農か、それとも農業經營の近代化に基く新型の富農かというところに問題があるのである。それは地主の自作化の問題として検討すべきではなくて、富農化傾向の性格の問題として、農民層の分化の視角から新たに検討するべきものである。

地主制が寄生地主的土地所有として確立されて以來（明治卅年代―終戦）、「一貫して緩慢な中間層増加の傾向」にあつた日本農民層の分化の基調の、戦後の農地改革の進行過程における變化を結論的にいえば、それは戦後においても基本的に云つて戦前の引き續きであり、農地改革により奪われた農民の全剩餘勞動部分の收取という地主の機能が、戦後において、獨占資本の農民把握によつて引繼がれて、戦後の農民分化（全般的な落層傾向）は、戦前の歪められた農民分解（中間層増加傾向）が更に一層激しく歪められたものに外ならない。然し乍ら、戦前の農民分化と戦後のそれとは決して同一ではない。即ち、この差異は「戦後の獨占資本の農民把握が戦前の地主の收取よりも遙かに全面的であつて、従つてそれによる農民分化の歪みが戦前よりも一層激しくあらわれるに至つたというところにある。」戦前における農民的小商品生産と農業生産力の緩慢な上向的發展の進行に對して、戦後においては、農村過剩人口の累積、兼業收入の喪失、シェーレの本格化、供出と税金の増加等により、戦前の中間層増加傾向が轉落傾向となり、農業經營の全般的な落層傾向となつて農民の上向の可能性があらゆる方面から抑えられ、日本農業の存在そのものが脅かされているのに外ならないのである。ところで、戦前の農民分化の歪みは、富農と貧農との對立的な發展が抑えられ、全農民層の第一義的な地主の半封建的收取に對する對立という形であつたが、戦後においても、これと同様に「富農と貧農との對立的な發展は、依然として尙第二義的なものとして抑えられ、獨占資本との關係が第一義的になつてゐる。」それ故、戦後の全般的な轉落傾向は、富農對貧農の對立的發展が歪められ、富農化傾向が強力に抑制、壓殺されつつあるといふことの反面に外ならないのである。又それは、戦前の半封建的關係が戦後強化されてきたのではなくして、謂わば獨占資本に對する貧農化という新しい關係であつて、全農民が謂わば問屋制的乃至は特約組合的に把握され、從屬させられることによつて形の上では小生産者、事實上は賃労働者に轉落するという意味で、文字通りの半プロレタリア貧農化したことを意味する。

自小作別の農家構成の變動は、(明治初年以來の小作化傾向が大正六年を轉機として緩慢な自作化傾向に反轉—その自作化傾向は終戦迄極めて微弱)終戦以來、「直接又は間接に農地改革によつて規定されて自作化の過程が急速に且つ大幅に進行するに至つた。」然し「農地改革が全國平均一町歩の在村地主保有小作地を認めたため、全面解放が行われず」戦後の自作化傾向は單純なものではなく、自作農化と自小作農化との並進の形をとる。戦後における農民層の分化を地域的にみれば、昭和廿二年迄の東日本日本自作型・西日本日本自作型(靜體的「自小作別の比率」にも動體的「發展傾向」にも)が、農地改革の實施によつて、東日本日本自作型・西日本日本自作型に逆轉している。地域的經營規模別農家構成の變動(戦後の全般的な落層・轉落化傾向については各縣とも同様)東日本に對する、西日本の相對的な零細構成という地域的相違は、農地改革によつて益々促進されてきている。自小作別でも、經營規模別でも、西日本は東日本に對して明らかに上昇的傾向がより大きくなつてゐる。しかし上昇傾向といつても、その主體は五反歩以下の零細な耕作地主及び自作農であり、主として小作地取上げに基いて進行し、而もそれによつて農家構成の全般的な零細化が寧ろ促進されたのである。

再び「富農化傾向・貧農化傾向」を觀察すれば、戦後において富農と貧農とへの適當な農民分化は強力に歪められた。(富農的方向への發展はただ特別の條件を具えた特殊な場合を除いては一般的に不可能、戦後の貧農化傾向は基本的に兩極分解の一極としての貧農化ではなく全農民的な貧農化傾向である)この全般的貧農化の第一の現れは經營規模の全般的な落層縮小であり、これの促進的事情は、終戦後の尠大な農村人口の壓力、直接間接に農地改革に基く零細化、農地改革の進行中廣汎に發生した耕作放棄乃至耕地閒置等であつた。この全般的な經營規模の落層・縮小が、獨占資本の全農民の把握に基いて、全農民層の本質的に貧農化(事實上の賃勞働者化)を示す。かくして「終戦以來、全般的な貧農化傾向として外見的には戦前とは全く別個の新しい傾向を示してきた農民分化も、本格的な農業恐慌局面の下に、戦前にみられた兼業農家化傾向及び更に深刻化して脱農民化傾向——中間層増加傾向を再現するに至つた」それは「終戦以來、農地改革を基軸として進められた日本農業の構造變化も、農民を把握する階級的基軸という點では決定的に變化し乍らも、農民收取の總結果においては、大きな意味において必ずしも戦前の状態と變つていないといふことの、最も端的なあらわれに外ならないものである」然し乍ら「表面的には、同様な農民層の状態も、その基軸が移動しその構造が變つてゐる限り、そのもつ社會經濟的意義はもはや同一ではありえない。」

以上、「顛末概要」によつて、農地改革による農民層の分解を概説したのであるが、これが、とりもなおさず長年に亘り發展した複雑な半封建的土地所有諸形態の形態・特質・歸結の、農地改革を通うじての分解・變革であつたのである。

今次の農地改革は、農民的土地所有形成の基礎を築いた。けれども強力による上からの「改革」によつて行われたことは、今次の農地改革をして舊い土地所有諸關係を完全に廢棄せしめえなかつた。しかも農村の内外からの諸條件（一、序を見よ）により、「最も正義にかなつた社會的に最も有利な」農民的土地所有の確立も見られなかつた。このことは又同時に日本農民層が一應獨立自營農民層として打ち出されながらも、その資本主義的發展を強力に阻止されていることに外ならない。もとより舊型富農化の道もあつたが、これは「謂わば商人的な前資本主義的なもので、それに基づいて一部の農民が農業經營を有利にして高い収益をあげていつても、それは決して經營上の優位、農業經營の有機的構成の高さに基く本來の資本主義的發展とは同一ではない。」（概要八五頁）而して改革後の農民分解の進行は、富農と貧農との兩極分解としては現れなかつた。勿論そこには、言うまでもないが、農業資本主義の發達において必然的に典型的に現れる農業經營からの土地所有の分離（資本主義的土地所有の成立）もなかつた。

ここに、改革後の日本農・山・漁村の構造を検討する必要がある。そして、そこには、一般的には、舊土地所有諸關係の獨占資本の最新の成層との緊密な交錯、或は先資本主義的歴史的殘存物との癒着による半封建的生産關係が支配的であり、特殊的には、名子制度の典型的地帶に殘存せる舊い生産關係（例えば、薪炭林使用に伴う諸關係）入會權と勞働地代、家畜小作の殘存、山林所有者（名子地主的地頭）との關係が極めて封建的である。燒子・林業賃勞働者の

「借金農奴」の地位への轉落等々）（概要九一七頁）割地制を残したところでは、割地制の階層的支配關係が今後再び生ずる可能性の十分あること（概要九二六頁）、「網元兼地主の改革における漁村での政治力、經濟的支配を維持する強韌性」（概要九三三頁）等々の半封建的生產關係が残存しているのである。

かくして、地主的土地所有が、大きく變動したにもかかわらず、（量的に一樣な矮小化、質的に小作料の收取率の低下）農地改革後の農民層の分解は、舊い生産諸關係のもとに、戦前のそれよりも一層激しく歪められて顯現して來たのであつた。（そしてそこに、諸法律の適用下に紛飾されたところの、舊型地主・富農化の道と特殊な場合の農民層の舊型富農的方向へのそれとが現れながら）

五 農地改革をめぐる地主と農民の對抗

「……半封建的土地所有制」半封建的零細農耕を基盤とするところの軍事的半封建的、日本資本主義は日本の敗戦において、崩壊し、それと共にその歴史的生涯を了したところである。ひとこれを民主主義革命とよぶ。その變革の基本過程は『封建的』なるものの拂拭と『農民解放』と、これであつて、そこに農地改革の地位が與えられ」（概要序文）、「これらの變貌は現實的には當面する土地變革」農業變革の段階における地主的反動と農民的反撃の對抗の裡に行われたところで、……茲では地主制と零細農耕との對抗の關係が如何なる對應の形態を示したかを整理、検討」（概要、九七七頁）し、農地改革をめぐる地主對農民の鬭争形態を地域的・時期的に分析されようとする。

地主層は農地改革の出發點において、封建的な殘滓——圓滿主義、農地改革に對する農民の無關心等——を利

用して、農地委員會の階級代表的性格を奪い、地主側を代表する各層候補者を推薦、當選せしめ、抵抗の基底を成立せしめた。

更に飯米獲得、進んでは自作地擴大による富農的經營化を圖つて、「封建的な環境のもとに、權力に支えられ」政治的動きに鼓舞され、集團的な土地取上げを行つた。しかしかかる廣汎な土地取上げの發生は農民組合を必然的に強化發展せしめ、地主と小作人の對立は深刻の度を加え、土地取上爭議は急激化、表面化し、更に對立の激化したところでは、地主の暴力行使或は、司法權を利用して有利に解釋しようとする傾向（調停）など複雑な形態を生むに到り、遂にそれは大地主と金融業關係者の指揮のもとに、訴訟行為という合法手段により、農地改革自體を否認せんとする違憲訴訟にまで發展したのである。

ひるがえつて、農民の土地闘争の形態を検討すると、「日本農業の不均等な發展と階層分化」を反映して、多彩な闘争形態をとつた。時期的にこれらの特徴を要約すれば、第一次農地改革の段階（敗戦より昭和二十一年四月選舉まで）にあつては、小作貧農の飯米確保要求を軸線とする小作料引下げ金納化闘争、耕作農民死活の問題としての耕作權確保闘争、更に農地改革徹底化を目指す未墾地山林原野の地主的所有形態に對する變革闘争として、農民の土地に對する實力行使として特徴づけられる。次に第二次農地改革の時期（昭和二十一年十二月農地委員選舉より二十二年二月日農第二回全國大會を経て四月總選舉にいたるまで）にあつては、土地管理運動を軸とする合法闘争に移行し、地主保有地の全面解放と地主的土地所有の完全解消、解放農地の農民の再分配と農地の集團化・協同經營化の部分的實現をみたが、その後、農民運動が全般的に供出税金運動に移行するにつれて、土地闘争は「隠し田」摘發闘争に變容するにいたつた。

尙地域別に地主側抵抗を見るならば、五十町歩以上地主が壓倒的比重を占める東北型と、二、三町歩の零細中小地主を中軸とする近畿型の地域的對抗は抵抗形態にも反映する。即ち東北型地主は「措置法第六條」の規定によつて行つた買收處分は無効であるとし、土地所有權の確證を求め、豫備的に對價の訂正を求める「山形―東京方式」――違憲論によつて根底から土地改革を否定せんとする強力な動きを示している。他方近畿型地主の抵抗は大阪府において特徴的に見られる。即ち宅地、土地敷地に準ずる耕地として「同法第六條三項但書」による時價買收を求め、買收對價不償をなじるもの、及び都市計畫に關し「同法第四號」又は「第五號」適用による使用目的變更上の買收除外運動の如き自己防衛の要求が起つてゐる。

一方農民闘争の形態を見るならば、農民勢力の弱い地域例えば舊慣小作制度殘存地帯を基礎とする東北九州一帯では強力な地主側反動――農地改革そのものの歪曲に對する消極的防衛闘争として現われ、逆に農民分化が進行し農民運動の昂揚した地帯例えば長野三重新潟等の中部地帯では積極的な地主的土地所有の解體、交換分合、共同經營の導入すら行われている。

「顛末概要」では以上の如く把握されている。

併し乍ら以上の行論においては、兩者の形態變化の内面的必然性が明確にされていないため、農地委員選舉から土地取上、違憲論に及ぶ一連の農地改革に對する地主層の妨害、抵抗の一系列と、土地に對する實力行使から土地管理運動―農民的土地再分配に到る農民層の改革徹底の一系列とが別々に把握され展開されているのみに過ぎない。換言すれば、地主層の反抗形態が「封建性の拂拭」に對する封建性の維持存続であり、農民側の反撃が封建性の清掃・地主的土地所有の解體であると解されるのみに終つてゐる。しかしながらかかる併列的、二元的

評價は農地改革に對して誤つた位置を與える。

先ず、地主的抵抗を見るに、土地取上が如何に廣汎に發生したかは、統計資料をもつてしては不十分であり、むしろ爭議として表面化しない九十パーセントを占める部分こそ考慮すべきであること、又分家贈與等により所有面積を分割して買収から免れようとし、農業生産に不可分に結びつく山林、原野、或は、溜池農道等を今なお地主が支配している事實等々、を正しく指摘しつつ「封建的要素」の残存であると理解されているようである。ところが他方、農民層の闘争形態については、土地取上に對する防衛的闘争を経て、改革徹底の必須條件としての未墾地山林等に對する解放闘争の成功、更には農民分化の成功した地帯における地主的土地所有の完全解體及び解放農地の農民的分配、共同經營化の部分實現等、の諸事實を引用例示して「封建性の拂拭」と評價されている。即ち一方に於ては今次農地改革は「封建性の拂拭」として評價せられ他方では逆に「封建性の残存」——「封建的なるものの再編」が推論される。以下若干の點にふれ、検討を加えよう。

地主的土地所有の完全解體を目指す土地管理運動の進展が「供出・税金」問題に移行し、又それと共に土地闘争が「隠し田」摘發闘争に「變容」されたのは一體何故であろうか。闘争形態の移行はその内部における階級的諸條件の變化、外部的諸條件の反映として把握されねばならないにも拘らず、行論を通じて對抗關係の内的連關、闘争形態の移行の必然性が理解されていない結果、「供出・税金」問題の意義が見失われ、又土地管理運動の退行の諸要因が内的に把握され得なくなつてゐる。

日本農村民主化を企圖した同一の政策主體が、結果的には、農村の殘存せる封建性によつて、その反動的な勢力を溫存強化し、かかる封建的地主層と獨占資本とを自己の協力者として擁護しようとする。即ち農民の下から

の土地改革を慰撫緩和し、上からの「農地改革」を與え、農民を零細片の土地に縛りつけ、勞働者と農民との結合を分裂せしめ、その搾取と支配との強化を企圖する。農地改革によつて與えられた半封建的高率小作料の控除部分は、正常な農民の本來的上昇の道——協同經營化の資本蓄積部分——となることなく、却つて「獨占」資本のもとにおける從屬的「軍事的日本資本主義再建の槓杆として、過重な「供出・税金」によつて吸い上げられている。しかもこの收奪は農村に今尙殘存する封建的支配の網の目——山林、水利、農道の支配、村政各機關の實權、高利貸其の他商業關係による村の支配等——を通じて強力に維持されている。この事實こそ農民自らの本來的上昇の道を阻止し、土地鬭争を、封建的殘滓を一掃する反封建鬭争その一形態「隠し田」摘發鬭争に變容せしめた原因である。「協同經營自體における生産力擴充と經濟的蓄積を可能ならしめるために補強的支柱として新しい性格の經濟的、外的要因が要求される。」（概要一〇〇三頁）にしても、むしろ農村内部における封建的支配を一掃することによつてのみ農民は自らの本來的上昇の道を迫ることが出来るであらう。

六 殘された問題

最後にわれわれは「農地改革の後に殘された問題」に簡單にふれておこう。ここでは「日本農業の變革は、半封建的土地所有——半封建的零細農耕の構成を、その根源において再編し、これを揚棄する方向に求められ……農地改革は、正にその基礎過程として地主的土地所有を解體せしめたところであるが、更に、その基礎の上に、農業構造變革への展開が行われねばならない」（概要一〇五六頁）との觀點に立ち、殘された問題として農地相續制度、農地の交換分合、供出・農業課税、農地擔保金融等の諸問題が検討されている。まず日本農業變革の方向につい

ては、抽象的には正しく規定されているが、より具體的な原理的方向は必ずしも示されていない（但しこの點についてはここではこれ以上立入らない）。次に農地改革が地主的土地所有を解體せしめたとの點については、既に検討された如く尙多くの問題を残している。且つ農地改革により地主的土地所有は一應解體したとしても、極めて極端な零細農形態の殘存、強化は、生産力視點より農地改革を検討するとき、極めて困難な問題を残していると云わなければならない。

農地相續制度。從來の家督相續は經營規模維持の作用をなすが、農村内部に於ては家父長制の支柱となり、且つ農村の封建遺制を殘存せしめる溫床をなすものであり、都市に對しては次三男の低賃銀勞働力の給源としての農村の役割を決定づけた一要因である。従つて家督相續の存續は農村の近代化を阻止し、農地改革の目的にも反することとなり、均分相續制が取上げられた所以である。然るに均分相續が行われれば、零細農耕は更に細分されるに至る。かくて「均分相續の原則、農業經營の維持の要請との對立は、根本的には農業經營が近代的でないという現實の矛盾に基く」（概要一〇六三頁）ものであり極めて解決困難なる問題である。相續の實態は家督相續が八四・七%と報告されているが、農業生産力の發展を圖ると共に均分相續への方向に進むべきでないであらうか。

農地の交換分合。農地改革に際し零細農形態を補うものとして耕地の集團化が企圖され交換分合が取上げられたが、個別經營強化の立場からであり、「全耕地の集團化についての強制法規を缺いて行われた今次改革にあつては、多少なりとも計畫的に交換分合の行われたのは寧ろ例外的であつた」（概要一〇六五—一〇六六頁）。蓋し交換分合は、經營經濟的效果のみならず農民の社會經濟的意識（特に合理的な共同管理の形の生れる可能性）に對する効果を有するが、それが實現さるべき技術的前提條件を必要とし、現在の農家經營の經濟的、技術的改善發展と結付け

て考察するべきである。更に「一方では共同利用、共同經營等を活潑に行うことにより、交換分合のもつ限界を乗り越えなければならぬ」(概要一〇六九頁)。本書の指摘の如く交換分合は重要且つ困難なる問題であるが、交換分合そのものは農民の利己心と結付くとき、必ずしも進歩性を有するものではない。共同管理、共同經營への方向(この際生産協同組合との関連に於て)が推進するべきであらう。

供出・農業課税、闇小作料、農地の闇賣買等の諸問題は既に検討されたところである。闇小作料、農地の闇賣買の増加は、農地改革の効果を直接逆轉せしめるものであり、供出、税金の不均衡、重厩は國家獨占資本による農民の收奪を意味し、農業生産力の發展を阻止し農地改革の意義を弱めるものである。農地擔保金融は農民より收奪した餘剰を農業生産に還元すべき問題である。

要之、今次の農地改革は一定の限界はあるにせよ日本農業に對し重大なる意義を有するのであるが、問題は寧ろ今後に残されており(農業改革への道)、最近の逆コース的現象と相俟つてこの點は特に強調されねばならない。